

公布した規則一覧

令和 7 年

公布 番号	規則名
47	杉並区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
48	杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
49	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則を廃止する規則
50	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則
51	杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
52	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則
53	杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
54	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
55	杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
56	杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
57	杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
58	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
59	杉並区建築基準法細則の一部を改正する規則
60	杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
61	杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 4 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 4 7 号

杉並区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成 12 年杉並区規則第 1 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 3 1 条第 1 項」を「第 3 2 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 3 1 条第 2 項」を「第 3 2 条第 2 項」に改める。

第 1 号様式中「第 3 1 条第 1 項」を「第 3 2 条第 1 項」に改める。

第 1 号の 2 様式中「第 3 1 条第 2 項」を「第 3 2 条第 2 項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第 1 号様式及び第 1 号の 2 様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例の一部の施行
期日を定める規則を公布する。

令和 7 年 6 月 1 2 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 4 8 号

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例の一部の
施行期日を定める規則

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例（令和 7 年杉
並区条例第 1 号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和 7 年 6 月 1 6 日
とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則を廃止する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 1 2 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 4 9 号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則を廃止する規則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則（令和 6 年杉並区規則第 8 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 6 日から施行する。

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 5 0 号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則（平成 2 7 年杉並区規則第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を削る。

第 7 条の 2 中「別表第 1 の 6 の 2 の項」を「別表第 1 の 7 の項」に改め、同条を第 8 条とする。

第 1 8 条第 3 項中「外国人に対する生活保護法」を「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 2 9 年 5 月 8 日付け社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知。以下「昭和 2 9 年社発第 3 8 2 号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」に、「保護の変更又は」を「職権による保護の変更又は」に改める。

第 2 1 条中第 2 項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とし、第 5 項を削り、第 6 項を第 3 項とする。

第 2 2 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を削り、第 6 項を第 4 項とし、第 7 項を第 5 項とし、第 8 項を削り、第 9 項を第 6 項とし、第 1 0 項から第 2 2 項までを 3 項ずつ繰り上げる。

第 2 3 条第 3 項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第

第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この条、第35条及び第61条において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この条、第35条及び第61条において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等支援法（以下この条、第35条及び第61条において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等支援法第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。第35条及び第61条において同じ。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）」に改める。

第24条第2項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同条第3項中「外国人に対する」を「昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る」に改める。

第25条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

第27条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を削り、第6項を第3項とする。

第28条第2項中「生活保護実施関係情報」を「生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の

変更又は同法第 26 条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）」に改める。

第 29 条第 3 項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

第 30 条中第 3 項を削り、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 条例別表第 2 の 14 の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第 31 条及び第 32 条を次のように改める。

第 31 条及び第 32 条 削除

第 34 条第 3 項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「（昭和 25 年法律第 123 号）」を加え、同条第 5 項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

第 35 条第 1 項第 1 号中「若しくは第 3 項の支援給付の支給の実施又は平成 19 年中国残留邦人等支援法改正法附則第 4 条第 1 項の支援給付の支給」を「及び第 3 項の支援給付の支給の実施、平成 19 年改正法附則第 4 条第 1 項の支援給付の支給の実施並びに平成 25 年改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 1 項の支援給付、平成 25 年改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 3 項の支援給付及び平成 25 年改正法附則第 2 条第 3 項の支援給付の支給」に改め、同項第 2 号中「（平成 19 年中国残留邦人等支援法改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる」を「並びに平成 25 年改正法附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされる」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「の規定によりその例によることとされる」を「並びに平成 25 年改正法附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされる」に改め、同項第 6 号中「の規定によりその例によることとされる」を「並びに平成 25 年改正法附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされる」

に、「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、「又は第2項」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とし、同条第8項を削り、同条第9項を同条第6項とし、同条第10項から第22項までを3項ずつ繰り上げる。

第36条第1項第1号中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、同条第3項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

第37条第1項中「第37条第1項」の次に「、第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第38条を次のように改める。

第38条 削除

第39条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

第40条の次に次の1条を加える。

第40条の2 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事

務

- (5) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (6) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 2 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報は、児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第15条の4の障害福祉サービスの提供又は同法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める区心身障害者福祉手当支給関係情報は、杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 8 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める区心身障害者医療費助成関係情報は、杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成

に関する情報とする。

- 9 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める区難病患者福祉手当支給関係情報は、杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 10 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める介護サービス利用者負担額の助成に関する情報は、介護保険サービス利用者負担額の助成に関する情報とする。
- 11 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報は、身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報とする。
- 12 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報は、心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報とする。
- 13 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める心身障害者タクシー運賃等助成関係情報は、心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報とする。
- 14 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報は、心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報とする。
- 15 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
- 16 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める都難病患者等医療費等助成関係情報は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報とする。
- 17 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める都重度心身障害者手当支給関係情報は、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報とする。
- 18 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める都精神通院医療費助成

関係情報は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する情報とする。

- 19 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める都結核患者医療費助成関係情報は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による医療費の助成に関する情報とする。

第42条中第11項を削り、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第43条中第9項を削り、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第44条中第9項を削り、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第45条第6項及び第46条第6項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

第46条の2第1項から第4項までの規定中「別表第2の30の2の項」を「別表第2の31の項」に改め、同条第5項中「別表第2の30の2の項」を「別表第2の31の項」に、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同条第6項中「別表第2の30の2の項」を「別表第2の31の項」に改める。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第48条第6項及び第50条第4項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

第55条の3第8項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同条第12項を削り、同条第11項を同条第12項

とし、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第56条第5項、第58条第5項及び第59条第7項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

第61条第1号中「若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は平成19年中国残留邦人等支援法改正法附則第4条第1項の支援給付の支給」を「及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給」に改め、同条第2号中「（平成19年中国残留邦人等支援法改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる」を「並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる」に改め、同条第3号から第5号までの規定中「の規定によりその例によることとされる」を「並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる」に改め、同条第6号中「の規定によりその例によることとされる」を「並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる」に、「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、「又は第2項」を削る。

第61条の2を削る。

第62条各号を次のように改める。

- (1) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9

項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

(4) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

(6) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規則は、令和7年6月16日から施行する。

杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 5 1 号

杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立自転車駐車場条例施行規則（平成 6 年杉並区規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「別表第 2 付記 1」を「別表第 3 付記 1」に改める。

第 6 条の 2 中「別表第 2 付記 2」を「別表第 3 付記 2」に改める。

第 1 1 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者の指定方法等）

第 1 2 条 条例第 1 3 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、特別の事情があると区長が認める場合を除き、公募による方法とする。

2 条例第 1 3 条第 2 項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

（1） 事業計画書

（2） 定款その他これに類する書類

（3） 法人にあつては、登記事項証明書

（4） 自転車駐車場又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類

（5） 収支予算書、収支決算書その他の経営状況に関する書類

（6） 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

（7） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前 2 項の規定にかかわらず、区長は、指定管理者の指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた別に定める書類を審査し、かつ、条例第 1 3 条第 3 項各号に掲げるもののほか、条例第 1 1 条に規定する管理の業務（以下「管理の業務」という。）の実績、事業の継続性等を総合的に勘案して、現指定

管理者に引き続き管理を行わせることが相当と認めるときは、公募をしないで現指定管理者を区議会の議決を経て指定管理者に指定することができる。

(事業報告書)

第13条 条例第16条に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 管理する施設等の使用状況
- (3) 条例第18条第2項に規定する利用料金の収入状況その他の管理の業務に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(指定管理者に関する読替え)

第14条 条例第11条の規定により指定管理者が管理の業務を行う場合についての第2条ただし書、第6条の2の見出し及び第10条の規定の適用については、第2条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、区長の承認を得て」と、第6条の2の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、区長の承認を得て」とする。

第7号様式の次に次の1様式を加える。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

杉並区長 宛

申請者 所在地
名 称
代表者

下記のとおり、杉並区立自転車駐車場の管理に関する業務を行いたいので、杉並区立自転車駐車場条例第13条第2項の規定により申請します。

記

1 管理を行う施設の名称

2 管理を行う施設の所在地

3 添付書類

（1） 事業計画書

（2） 定款その他これに類する書類

（3） 法人にあつては、登記事項証明書

（4） 自転車駐車場又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類

（5） 収支予算書、収支決算書その他の経営状況に関する書類

（6） 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

（7） その他区長が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定、第 6 条の 2 の改正規定及び第 1 1 条の次に 3 条を加える改正規定（第 1 2 条第 3 項、第 1 3 条及び第 1 4 条に係る部分に限る。）は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 5 2 号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則（昭和 3 8 年杉並区規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表杉並区立本天沼保育園の項中「3 7」を「3 2」に、「8 8」を「8 3」に改め、同表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削り、同表杉並区立高井戸東保育園の項中「4 4」を「4 1」に、「9 5」を「9 2」に改め、同表杉並区立和田保育園の項中「2 7」を「2 0」に、「7 5」を「6 8」に改める。

第 2 条第 1 項中「（条例第 3 条第 1 号に規定する指定管理保育所（以下「指定管理保育所」という。）にあつては、同条に規定する指定管理者）」を削る。

第 5 条から第 7 条までを削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 1 項の表の改正規定（同表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 5 3 号

杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の期末手当に関する規則（昭和 5 0 年杉並区規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び第 1 0 号」を「から第 1 1 号まで」に改め、同項中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

（1 1） 育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第 4 条第 5 項中「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 5 4 号

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則（昭和 5 4 年杉並区規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「及び第 1 0 号」を「から第 1 1 号まで」に、「第 1 4 号」を「第 1 5 号」に改め、同項中第 1 8 号を第 1 9 号とし、第 1 1 号から第 1 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

（1 1） 育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第 3 条の 2 第 5 項中「受けていない時間」を「受けていない期間」に、「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第 6 項中「介護休暇」の次に「又は育児部分休業」を、「ついては、」の次に「それぞれ」を加え、「育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、」を「育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつては」に、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあつては」に、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第 7 項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 5 5 号

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年杉並区規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 5 条第 1 項中「育児休業等承認請求書」を「育児休業承認請求書」に改める。

第 1 2 条の 2 中「非常勤職員であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 1 5 分以上である勤務日があるもの」を「もの」に改める。

第 1 3 条の見出しを「（部分休業の申出、変更及び承認の請求手続）」に改め、同条第 1 項中「部分休業の」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 1 9 条第 2 項から第 4 項までの規定による同条第 1 項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の申出、当該申出内容の変更及び部分休業の」に改め、同項ただし書中「育児休業等承認請求書」を「部分休業簿（第 5 号様式）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 任命権者は、育児休業法第 1 9 条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下この項において「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第 3 項変更をしようとする職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

第 1 5 条中「第 5 号様式」を「第 6 号様式」に改める。

附則第 3 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条、第5条関係）

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日提出

(任命権者) 宛	請 求 者	所 属
		職 務 名
		職員番号
		氏 名
次のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。		
請 求 に 係 る 子		
氏 名		
続 柄 等		
生年月日		

育 児 休 業 記 入 項 目		
請求内容	☐ 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） ☐ 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合の者に限る。） ☐ 育児休業の期間の最初の延長 ☐ 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認の場合は、必要な事情を備考欄に記入）	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考		

第 5 号様式を第 6 号様式とし、第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

部 分 休 業 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容（①又は②を記入）	※申出の内容(変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内（第1号部分休業） ② 1年につき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内（第2号部分休業）
	月 日		

3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容（①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無（有又は無を記入）	係長印	承認権者印
	月 日					

3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容（①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無（有又は無を記入）	係長印	承認権者印
	月 日					

4 備 考	
-------	--

(注)

- 1 申出、変更又は請求に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。
- 2 第1号部分休業の承認の請求は別紙1を、第2号部分休業の承認の請求は別紙2を用いること。

第 1 号部分休業の承認の請求の場合

別紙 1

年度

整理番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間			※ 請求月日	承認			出勤簿 整 理	備 考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間		請求者印	係長印	承認権者印		
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					

(職員は※印の欄を記入の上、請求者印の欄に押印する。)

第 2 号部分休業の承認の請求の場合

年度

第 2 号部分休業の時間数																							
整理番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間					※ 請求時間数	※ 残時間数	※ 請求月 日	承認			出勤簿 整 理	備 考										
	月 日		時 間						請求者印	係長印	承認権者印												
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日					
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日					
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日					
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日					
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日					
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日					
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日					
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日					
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日					
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日					

(職員は※印の欄を記入の上、請求者印の欄に押印する。)

附 則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定による部分休業の申出、当該申出内容の変更及び部分休業の承認の請求は、この規則の施行の日前においても同条及び改正後の第5号様式の例により行うことができる。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第5号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 5 6 号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 0 年杉並区規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 4 項に次の 1 号を加える。

（9） 育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第 2 5 条第 1 1 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第 2 5 条の 2 第 2 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第 3 項中「による部分休業」の次に「（以下「第 1 号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第 1 号部分休業」に改める。

第 2 5 条の 2 の 2 第 2 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条中第 9 項を第 1 0 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 杉並区職員の育児休業等に関する条例第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 5 7 号

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 6 項に次の 1 号を加える。

（7） 地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 9 条第 1 項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第 3 0 条第 4 項中「、申請する当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第 3 2 条第 2 項中「、申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第 3 項中「による部分休業」の次に「（以下「第 1 号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第 1 号部分休業」に改める。

第 3 3 条の 2 第 1 項中「満 3 歳に達した日」を「満 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「、申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 5 項中「第 9 項」を「第 1 0 項」に改める。

第 3 3 条の 3 に次の 1 項を加える。

2 杉並区職員の育児休業等に関する条例第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による部分休業の承認を受けている会計年度任用職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月24日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第58号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年杉並区規則第36号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「あつては、」を「あつては」に改め、「2分の1日」の次に「とし、第6号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）をしている会計年度任用職員として在職した期間

第24条第3項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「部分休業」に改める。

第24条の2第1項中「第8号」を「第6号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第10号」に改め、「、2日」を「2日とする。」に改め、「（1日」の次に「（第6号に掲げる期間にあつては、3分の2日）」を加え、同項中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 部分休業をしている会計年度任用職員として在職した期間

第24条の2第4項中「介護休暇」の次に「又は部分休業」を、「ついては、」の次に「それぞれ」を加え、「合計した時間」を「それぞれ合計した時間」に改め、同条第5項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 5 9 号

杉並区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

杉並区建築基準法施行細則（昭和 4 0 年杉並区規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 号を次のように改める。

（2） 第 1 1 条第 2 項に規定する建築物に設ける防火設備のうち次に掲げるもの

ア 随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く。）

イ 常時閉鎖又は作動した状態にあるもの（各階の主要なものに限る。）

第 1 4 条第 3 項の表 1 の項中「1 0 月 3 1 日」を「翌年の 1 月 3 1 日」に改め、同表 2 の項中「1 1 月 3 0 日まで。ただし、床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超えるもので 3 階以上の階にあるものについては、毎年 4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで」を「翌年の 1 月 3 1 日まで」に改め、同表 3 の項中「。ただし、床面積の合計が 3, 0 0 0 平方メートルを超えるもので 3 階以上の階にあるものについては、毎年 4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで」を削り、同表 4 の項中「1 1 月 3 0 日」を「翌年の 1 月 3 1 日」に改め、同表 6 の項中「9 月 3 0 日」を「翌年の 1 月 3 1 日」に改め、同表 7 の項中「1 1 月 3 0 日」を「翌年の 1 月 3 1 日」に改め、同表 9 の項中「1 0 月 3 1 日」を「翌年の 1 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 6 0 号

杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

杉並区児童福祉法施行細則（昭和 4 0 年杉並区規則第 1 6 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 4 号の 5 様式及び第 4 号の 1 3 様式を次のように改める。

第4号の5様式（第2条の4関係）

（表）

児童通所給付費支給申請書

杉並区長 宛

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏 名		個人番号			
	住 所	〒 電話番号				
フリガナ			生年月日	年 月 日		
支給申請に係る児童氏名			個人番号			
			続 柄			

申請するサービスの種類等	あてはまるものにチェック☑を付けてください。		申請に係る具体的内容
	☐	児童発達支援	
	☐	放課後等デイサービス	
	☐	居宅訪問型児童発達支援	
	☐	保育所等訪問支援	

児童支援利用計画又は通所支援計画を作成するために必要があるときは、通所支援の利用に関する意向聴取の内容、医師の診断書等の全部又は一部を、区から児童支援利用計画及び通所支援計画を作成する事業者の関係人に提供することに同意します。

申請者氏名

申請書提出者 (該当する番号に○)	1 申請者本人 →下欄を記入する必要はありません。		
	2 申請者本人以外→下欄を記入してください。		
フリガナ		申請者との関係	
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

(裏)

サービス利 用の状況	障害福祉関 係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
---------------	----------------	-----------------

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
施設を利用する方に適用 される健康保険（肢体不 自由児通所医療希望者の み記入）		被保険者 等記号・ 番号等		保険者名及び 保険者番号	

- I 負担上限月額に関する認定
以下の区分の適用を申請します。
（あてはまるものにチェック☑を付けてください。）
- ☐ 1 生活保護受給世帯に属する者
- ☐ 2 区市町村民税非課税世帯に属する者
- ※ 肢体不自由児通所医療を受けようとする場合は、①又は②のあてはまる方に併せてチェック☑を付けてください。
- ☐ ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万9,000円以下の者
- ☐ ② ①以外の者
- ☐ 3 区市町村民税課税世帯（世帯の所得割合算額が28万円未満）に属する者
- ☐ 4 区市町村民税課税世帯（世帯の所得割合算額が28万円以上）に属する者

- 《児童発達支援利用に係る多子軽減措置のみ該当する場合に記載》
- II 多子軽減措置に関する認定
以下の区分の適用を申請します。
（あてはまるものにチェック☑を付けてください。）
- ☐ 1 区市町村民税課税世帯（世帯の所得割合算額が7万7,101円未満）に属する者
- ☐ ①申請者と生計を一にする児童等（負担額算定基準者）のうち第2子に該当する者
- ☐ ②申請者と生計を一にする児童等（負担額算定基準者）のうち第3子以降に該当する者
- ☐ 2 区市町村民税課税世帯（世帯の所得割合算額が7万7,101円以上）に属する者
- ☐ ①申請者の世帯の小学校就学前児童のうち第2子に該当する者
- ☐ ②申請者の世帯の小学校就学前児童のうち第3子以降に該当する者

- 《生活保護への移行予防措置のみ該当する場合に記載》
- III 生活保護への移行予防措置に関する認定
以下の生活保護への移行予防措置を申請します。
- ☐ 1 負担上限額の減額
- ☐ 2 補足給付の特例措置
- ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請してください。

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

第4号の13様式（第2条の9関係）

(表)
児童通所給付費支給変更申請書

杉並区長 宛
次のとおり申請します。

		申請年月日		年 月 日	
申 請 者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名			個人番号	
	住 所	〒		電話番号	
フリガナ				生年月日	年 月 日
支給申請に係る 児 童 氏 名				個人番号	
				続 柄	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
被保険者等記号・ 番号等（※）				保険者名及び保険者番号 （※）	

※「被保険者等記号・番号等」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、肢体不自由児
通所医療を受けようとする場合に記入してください。

サ ー ビ ス 利 用 の 状 況	障害福祉関 係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
変更の理由		
変 更 を 申 請 す る サ ー ビ ス の 種 類 等	あてはまるものにチェック☑を 付けてください。	
	☐ 児童発達支援	
	☐ 放課後等デイサービス	
	☐ 居宅訪問型児童発達支援	
	☐ 保育所等訪問支援	

(裏)

I 負担上限月額に関する認定 以下の区分の適用を申請します。 (あてはまるものにチェック☑を付けてください。) ☐ 1 生活保護受給世帯に属する者 ☐ 2 区市町村民税非課税世帯に属する者 ※ 肢体不自由児通所医療を受けようとする場合は、①又は②のあてはまる方に併せてチェック☑を付けてください。 ☐ ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万9,000円以下の者 ☐ ② ①以外の者 ☐ 3 区市町村民税課税世帯(世帯の所得割合算額が28万円未満)に属する者 ☐ 4 区市町村民税課税世帯(世帯の所得割合算額が28万円以上)に属する者	
--	--

《児童発達支援利用に係る多子軽減措置のみ該当する場合に記載》 II 多子軽減措置に関する認定 以下の区分の適用を申請します。 (あてはまるものにチェック☑を付けてください。) ☐ 1 区市町村民税課税世帯(世帯の所得割合算額が7万7,101円未満)に属する者 ☐ ①申請者と生計を一にする児童等(負担額算定基準者)のうち第2子に該当する者 ☐ ②申請者と生計を一にする児童等(負担額算定基準者)のうち第3子以降に該当する者 ☐ 2 区市町村民税課税世帯(世帯の所得割合算額が7万7,101円以上)に属する者 ☐ ①申請者の世帯の小学校就学前児童のうち第2子に該当する者 ☐ ②申請者の世帯の小学校就学前児童のうち第3子以降に該当する者	
---	--

《生活保護への移行予防措置のみ該当する場合に記載》 III 生活保護への移行予防措置に関する認定 以下の生活保護への移行予防措置を申請します。 ☐ 1 負担上限額の減額 ☐ 2 補足給付の特例措置 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	
---	--

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請してください。

申請書提出者 (該当する番号に○)	1 申請者本人 →下欄を記入する必要はありません。		
	2 申請者本人以外→下欄を記入してください。		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒 電話番号		

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第 4 号の 5 様式及び第 4 号の 1 3 様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 6 1 号

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 1 8 年杉並区規則第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 6 号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条、第14条の2、第14条の6関係）

（表）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費
地域相談支援給付費）支給（給付）決定申請書 兼 利
用者負担額減額・免除申請書

杉並区長 宛

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日		
	氏 名			個人番号			
	住 所	〒		電話番号			
	フリガナ			生年月日	年 月 日		
支給申請に係る 児 童 氏 名				個人番号			
				続 柄			
身体障害者 手帳番号		療育手帳番号 (愛の手帳)		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名 (難病)	
被保険者等記号・番号等（※）				保険者名及び保険者番号（※）			
障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援A型・B型のサービスを申請する者に限る。）							有 ・ 無

（※）「被保険者等記号・番号等」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入してください。

主治医 (※)	医療機関名	主治医の氏名		
		診 療 科 目		
		最 終 受 診 日		
	所 在 地	〒		電話番号

（※）主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合に記入してください。

区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
	介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他	☐ 居 宅 介 護	☐ 自 立 生 活 援 助	
	☐ 重 度 訪 問 介 護	☐ 就 労 定 着 支 援	
	☐ 同 行 援 護		
	☐ 行 動 援 護		
	☐ 短 期 入 所		
	☐ 重度障害者等包括支援		
日中活動系	☐ 療 養 介 護	☐ 自 立 訓 練（機能訓練）	
	☐ 生 活 介 護	☐ 自 立 訓 練（生活訓練）	
		☐ 宿 泊 型 自 立 訓 練	
		☐ 就 労 移 行 支 援	
		☐ 就 労 移 行 支 援（養成施設）	
		☐ 就 労 継 続 支 援 A 型	
居住系	☐ 施 設 入 所 支 援	☐ 共同生活援助（グループホーム）	
地域相談支援	☐ 地 域 移 行 支 援		
	☐ 地 域 定 着 支 援		

利用者負担額の減額又は免除の決定を受けるために、区が保有する私の世帯に関する個人情報を利用し、確認すること及びサービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査及び概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、区審査会における審査判定結果及び意見並びに医師意見書の全部又は一部を、区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

(裏)

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分123456	有効期間	年 月 日～年 月 日	
		利用中のサービスの種類と内容等					
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5		
		利用中のサービスの種類と内容等					

I 負担上限月額に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

(あてはまるものにチェック☑をつける。)

☐ 1 生活保護受給世帯

☐ 2 区市町村民税非課税世帯(※)に属する者

※療養介護を利用する場合は、①又は②のあてはまる方にあわせてチェック☑をつける。

☐ ①利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万9,000円以下の者

☐ ②①以外の者

☐ 3 区市町村民税課税世帯(障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満)に属する者

☐ 4 区市町村民税課税世帯(障害者：所得割16万円以上、障害児：所得割28万円以上)に属する者

《療養介護の利用者のみ該当する場合に記載》

II 医療型個別減免に関する認定

下記にあてはまるため、医療型個別減免を申請します。

(あてはまるものにチェック☑をつける。)

☐ 1 20歳未満の者

☐ 2 20歳以上で区市町村民税非課税世帯の者

《施設入所者のみ該当する場合に記載》

III 施設入所者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食費等軽減措置)

下記にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。

(あてはまるものにチェック☑をつける。)

☐ 1 20歳未満の者

☐ 2 20歳以上で区市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者

(注)対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設)

《グループホーム入居者のみ該当する場合に記載》

IV グループホーム入居者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(家賃軽減措置)

☐ 区市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。

(注)対象事業所は障害福祉サービスの共同生活援助(グループホーム)

《生活保護への移行予防措置のみ該当する場合に記載》

V 生活保護への移行予防措置に関する認定

下記の生活保護への移行予防措置を申請します。

☐ 1 負担上限額の減額

☐ 2 補足給付の特例措置

※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒 電話番号		

第6号様式（第6条、第14条の9関係）

（表）

（介護給付費 訓練等給付費 地域相談支援給付費）支給（給付）変更申請書 兼 利用者負担額減額・免除変更申請書

杉並区長 宛

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日		
	氏 名			個人番号			
	住 所	〒		電話番号			
	フリガナ			生年月日	年 月 日		
支給申請に係る児童氏名				個人番号			
				続 柄			
身体障害者手帳番号		療育手帳番号（愛の手帳）		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名（難病）	
被保険者等記号・番号等（※）				保険者名及び保険者番号（※）			
障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援A型・B型のサービスを申請する者に限る。）							有 ・ 無

（※）「被保険者等記号・番号等」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入してください。

主治医（※）	医療機関名	主治医名	
		診療科目	
		最終受診日	
	所在地	〒	

（※）主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合に記入してください。

変更を申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
変更を申請するサービス	訪問系・その他	☐ 居 宅 介 護	☐ 自 立 生 活 援 助	
		☐ 重 度 訪 問 介 護	☐ 就 労 定 着 支 援	
		☐ 同 行 援 護		
		☐ 行 動 援 護		
		☐ 短 期 入 所		
		☐ 重度障害者等包括支援		
	日中活動系	☐ 療 養 介 護	☐ 自 立 訓 練（機能訓練）	
		☐ 生 活 介 護	☐ 自 立 訓 練（生活訓練）	
			☐ 宿 泊 型 自 立 訓 練	
			☐ 就 労 移 行 支 援	
			☐ 就 労 移 行 支 援（養成施設）	
			☐ 就 労 継 続 支 援 A 型	
		☐ 就 労 継 続 支 援 B 型		
	居住系	☐ 施 設 入 所 支 援	☐ 共同生活援助（グループホーム）	
地域相談支援	☐ 地 域 移 行 支 援			
	☐ 地 域 定 着 支 援			

利用者負担額の減額又は免除の決定を受けるために、区が保有する私の世帯に関する個人情報を利用し、確認すること及びサービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査及び概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、区審査会における審査判定結果及び意見並びに医師意見書の全部又は一部を、区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

(裏)

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	年 月 日～ 年 月 日
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()	要介護 1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等				
変更の理由						

I 負担上限月額に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

(あてはまるものにチェック ☒ をつける。)

- ☐ 1 生活保護受給世帯
- ☐ 2 区市町村民税非課税世帯 (※) に属する者
- ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②のあてはまる方にあわせてチェック ☒ をつける。
- ☐ ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万9,000円以下の者
- ☐ ② ①以外の者
- ☐ 3 区市町村民税課税世帯 (障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満) に属する者
- ☐ 4 区市町村民税課税世帯 (障害者：所得割16万円以上、障害児：所得割28万円以上) に属する者

《療養介護の利用者のみ該当する場合に記載》

II 医療型個別減免に関する認定

下記にあてはまるため、医療型個別減免を申請します。

(あてはまるものにチェック ☒ をつける。)

- ☐ 1 20歳未満の者
- ☐ 2 20歳以上で区市町村民税非課税世帯の者

《施設入所者のみ該当する場合に記載》

III 施設入所者 (注) に対する特定障害者特別給付費 (補足給付) に関する認定 (入所施設の食費等軽減措置)

下記にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。

(あてはまるものにチェック ☒ をつける。)

- ☐ 1 20歳未満の者
- ☐ 2 20歳以上で区市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者
- (注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設 (障害者支援施設)

《グループホーム入居者のみ該当する場合に記載》

IV グループホーム入居者 (注) に対する特定障害者特別給付費 (補足給付) に関する認定 (家賃軽減措置)

- ☐ 区市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。

(注) 対象事業所は障害福祉サービスの共同生活援助 (グループホーム)

《生活保護への移行予防措置のみ該当する場合に記載》

V 生活保護への移行予防措置 (補足給付の特例措置) に関する認定

下記の生活保護への移行予防措置を申請します。

- ☐ 1 負担上限額の減額
- ☐ 2 補足給付の特例措置
- ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒 電話番号		

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第 1 号様式及び第 6 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。